

26宗商第559号
平成26年12月8日

宗像市監査委員 岩本 隆志 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(産業振興部 商工観光課)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（報告）

平成26年11月27日付26宗監第129号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（商工観光課） 実地監査実施日：平成25年11月28日 監査対象年度：平成24年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>宗像市商工会に対する財政援助に関する事務について、次のとおり不備や不適切な点があり、改善を要する事項が認められた。</p> <p>1 商工振興事業費補助金について</p> <p>（1）交付申請について</p> <p>ア 交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書は、ともに「（案）」であるが、適切な指導を行わず受理している。</p> <p>イ 事業計画書（案）は補助事業のうち、県指定事業及び街路灯維持管理事業が記載されていない。</p> <p>ウ 補助金明細書は補助事業の積算額と財源内訳であり、市補助金の額は記載されているものの、県補助金及び商工会の自主財源が含まれているため、額の積算が明確ではないにもかかわらず受理している。</p> <p>（2）交付決定について</p> <p>起案文書に宗像市補助金等交付規則に基づき審査を行ったと記載しているが、平成20年度に提出した定期監査に係る改善報告において、起案文書に審査の内容を記載するとしているにもかかわらず、今回の審査においても内容を記載していないため、審査の詳細が確認できない。</p> <p>（3）実績報告書について</p>	<p>1 商工振興事業費補助金について</p> <p>（1）交付申請について</p> <p>ア 交付申請書に添付する事業計画書及び収支予算書は、確定したものを提出するよう指導しており、提出された書類の内容を十分に確認するよう徹底しました。</p> <p>イ 補助金を充当する事業については、事業計画書に記載するよう指導しました。</p> <p>ウ 補助金明細書には各事業の内訳として県補助金、市補助金、自主財源額を記載しており、各事業費内から県補助金を除いた金額を上限として市補助金が充当できていれば適当だと判断しております。補助金額は事業費に対しての補助率ではなく、基本的に交付決定額としております。</p> <p>（2）交付決定について</p> <p>宗像市補助金等交付規則に基づき内容の審査を行っているものの、その審査項目を明確にするため起案文書に記載するよう改善しました。また、審査項目をチェック表で確認できるものを作成いたしました。</p> <p>（3）実績報告書について</p>

事業報告書は補助事業のうち、県指定事業、街路灯管理事業が記載されていないにもかかわらず受理している。

(4) 額の確定について

起案文書に宗像市補助金等交付規則に基づき審査を行ったと記載しているが、内容を記載していないため、審査の詳細が確認できない。

(5) 補助金の交付について

決定通知書に第1回の支払いは5月と記載しているが、6月7日に支払っている。

(6) 補助金の内容等について

ア 会員拡大推進において、役員である個人に報奨金が支払われているが、そのことを指導していない。

イ 各地区事業推進費は12地区に助成を行っているが、使用内容が適切でない地区があるにもかかわらず、そのことを指導していない。

2 プレミアム付き商品発行業務補助金について

(1) 交付決定について

ア 起案文書に宗像市補助金等交付規則に基づき審査を行ったと記載しているが、内容を記載していないため、審査の詳細が確認できない。

イ 決定通知書に補助金は2回に分けて支払うと記載しているにもかかわらず、第1回を8月、第2回を12月、第3回を3月と記載しており、整合していない。

補助金を充当する事業については、実績報告書に記載するよう指導しました。

(4) 額の確定について

宗像市補助金等交付規則に基づき内容の審査を行っているものの、その審査項目を明確にするため起案文書に記載するよう改善しました。また、審査項目をチェック表で確認できるものを作成いたしました。

(5) 補助金の交付について

会計事務の実態に即した事務処理を行うよう徹底しました。

(6) 補助金の内容等について

ア 会員拡大推進活動の支援として各部会などに助成するなどの改善をするよう商工会へ指導しました。

イ 各地区事業推進費の使用内容について、適切でない地区には改善をするよう商工会へ指導しました。

2 プレミアム付き商品発行業務補助金について

(1) 交付決定について

ア 宗像市補助金等交付規則に基づき内容の審査を行っているものの、その審査項目を明確にするため起案文書に記載するよう改善しました。また、審査項目をチェック表で確認できるものを作成いたしました。

イ 書類内容の記載ミスがないように徹底しました。

(2) 実績報告について

当該補助金は単年度で精算を行うものとするが、収支決算書の収入の部において前期繰越金 1,455,944 円、また支出の部において次期繰越金 2,917,100 円が計上されているが、そのことを指導していない。

(3) 額の確定について

ア 起案文書に宗像市補助金等交付規則に基づき審査を行ったと記載しているが、内容を記載していないため、審査の詳細が確認できない。

イ 実績報告に添付された収支決算書の支出の部に、商品券の未換金に伴い市の補助金の対象であるプレミアム分にも 45,000 円の余剰金が発生しているが、額の確定においてそのことを反映していない。

(4) 補助金の交付について

決定通知に第 1 回の支払いは 8 月と記載しているが、9 月 6 日に支払っている。

(2) 実績報告について

当該事業の繰越金については、単年度事業として適正に精算するように商工会と協議をしました。繰越金を次年度当初の事務経費資金として活用しており、商品券事業がなくなる時点で精算をすることにしました。繰越金をなるべく減らすよう指導しました。

(3) 額の確定について

ア 宗像市補助金等交付規則に基づき内容の審査を行っているものの、その審査項目を明確にするため起案文書に記載するよう改善しました。また、審査項目をチェック表で確認できるものを作成いたしました。

イ 該当の余剰金については、福岡県へ確認したところ返還する必要はないため、市も同様の取り扱いをします。平成 25 年度からは、余剰金が発生した場合、市補助金額に反映させることにしました。

(4) 補助金の交付について

交付決定通知の記載どおりに支払い事務をするよう、課内会議等でも職員へ周知徹底をしました。